

農業者の
皆さん!

しっかり積立、がっちりサポート! 農業者年金で安心・豊かな老後を

国民年金だけでは
足りないんだね



農業者の皆さん、農業者のための公的年金である農業者年金制度をご存じですか?

豊かな老後生活のためには、農業者など自営業者の方が加入している国民年金だけでは十分とは言えず老後の生活費は自分で準備する必要があります。

税制面での優遇措置や担い手への保険料の国庫補助など農業者へのメリットがたくさんある農業者年金への加入を是非ご検討ください。

あなたの老後生活への備えは十分ですか?

- こんなにかかる老後生活(消費支出で年額約283万円)
→高齢農家世帯(世帯主が65歳以上の夫婦2人)の家計費は、
月額約23~24万円が必要となります。
- 国民年金の支給額は年額約156万円
→農業者の皆さんが加入している国民年金の支給額は、
40年加入で月額約6万5千円、**夫婦あわせて月額約13万円**です。

**国民年金だけでは十分と言えない老後の生活費。
国民年金プラス農業者年金で老後に備えましょう!**

農業者なら知っておきたい 農業者年金の特徴

1 農業に従事されている方は広く加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く)であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方やパートなどで農業に従事している方も加入できます。

家族一人ひとりの年金を! 今、女性の加入者が増えています

2 保険料は自分で選べ、いつでも見直せます

保険料を自由に決められ(月額2万円~6万7千円の間で千円単位)、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。



3 税制面で大きな優遇措置があります

- 支払った保険料は、家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、所得税、住民税が節税になります。(支払った保険料の15%~30%程度が節税)
- 農業者年金基金が保険料を運用して得られる収益(保険料の運用益)は非課税です。
- 将来受け取る農業者年金には、公的年金等控除が適用されます。

つまり生涯を通じて税制上の優遇措置があります



4 少子高齢時代に強い年金。年金資産は安全性を重視して運用しています

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」の年金です。少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。



5 終身年金です。80歳までにお亡くなりになった場合、死亡一時金があります

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額を、ご遺族に死亡一時金としてお支払いします。

6 一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告者やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月額最高1万円)があります。この国庫補助額に見合う年金は、経営継承など一定の要件を満たせば特例付加年金として受給できます。また、経営継承の時期についての年齢制限はなく、事情に応じて受給の時期を決められます。

認定農業者になって
良かった!



認定農業者など農業の担い手の皆様への特別な支援です

農業者年金の内容やご相談については、市町村の農業委員会または、JAおきなわ各支店が窓口となっています。窓口では年金受給額がいくらになるのかのシミュレーションも行いますのでまずはお気軽にお問い合わせください。